

**「福岡市の子ども・子育て支援新制度に関する
各種基準を定める条例制定」にかかる市民意見
要旨と意見への考え方**

平成26年9月

福岡市こども未来局

第1 パブリック・コメントの結果概要

1 実施の目的

平成27年4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」においては、新制度に関する施設・事業の設備及び運営に関する基準等について、国の基準を基に自治体において条例等で定めることとされています。

福岡市においてこれらの条例を制定するにあたって、その定める各種基準について、パブリック・コメント手続を行い、広く市民の皆様の意見を募集しました。

2 意見募集期間

平成26年7月1日（火）から平成26年7月30日（水）まで

3 閲覧・配布場所

条例制定にあたっての意見募集の資料を、こども未来局子ども・子育て新制度担当、放課後子ども育成課（市役所13階）、情報プラザ（市役所1階）情報公開室（市役所2階）、各区情報コーナー、各区子育て支援課、西部・入部出張所に配布するとともに、福岡市ホームページに掲載しました。

4 意見の提出状況

○提出者数 98人

○意見の件数 173件（基準等以外に関する意見 126件）

5 意見の提出手段

○郵送 10人 ○ファクシミリ 57人

○電子メール 31人 ○持参 0人

6 意見集計結果

意見の分類	件数
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	6
幼保連携型以外の認定こども園の設備及び運営に関する基準	6
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	14
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	1
保育の必要性の認定基準	1
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	19
その他意見	126
合計	173

第2 パブリック・コメントの主な市民意見要旨と意見への対応

1 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する意見

主な意見（要旨）	件数	市の考え方
○市独自の基準設定 基準の緩和を多く唱える事が多い昨今に、国よりも厳しく基準を設けたことはとても良いことだ。	2	基準の制定においては国基準を基本としながら、保育所など市独自に高い基準を設定している項目については、質の確保の観点から同様の基準を設定しております。
○設備基準全般 子どもがどの子ども等しく保育環境が整った保育所で保育が受けられるように、どの施設でも同じ基準（庭があるなど）になるような指導、基準が必要である。		
○食事の外部搬入 食事の提供に対しても国基準を上回る「外部搬入を認めない」という方針を立てていることはありがたい。	2	自園調理による食事の提供は、調理過程において直接的な関与ができることから、園児の発達段階や健康状態に応じた適切な給食の提供、アレルギー等への適切な配慮及び食育の推進をより確実に実施することができるため、福岡市における保育所の基準同様に外部搬入を認めないこととしております。
○保育士の配置 きちんと専門的に勉強してきた保育士を基準通りにおいて保育をしていくことが大切だ。	2	幼保連携型認定こども園においては、幼稚園教諭免許及び保育士資格を有する保育教諭を配置することとしております。

※ 幼保連携型以外の認定こども園の設備及び運営の基準についても、同様の意見をいただいております。

2 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する意見

主な意見（要旨）	件数	市の考え方
○市独自の基準設定 基準の緩和を多く唱える事が多い昨今に、国よりも厳しく基準を設けたことはとても良いことだ。	3	基準の制定においては国基準を基本としながら、保育所など市独自に高い基準を設定している項目については、質の確保の観点から同様の基準を設定しております。 また、食事の提供や連携施設の確保に係る経過措置については、保育の質を確保する観点等から設けないこととしております。
○設備基準全般 子どもがどの子ども等しく保育環境が整った保育所で保育が受けられるように、どの施設でも同じ基準（庭があるなど）になるような指導、基準が必要である。		
○食事の外部搬入 食事の提供に対しても国基準を上回る「外部搬入を認めない」という方針を立てていることはありがたい。食育とは食を通じて人を育てていくことであり、それは人との深い人間関係の元に培われていくものだ。	2	自園調理による食事の提供は、調理過程において直接的な関与ができることから、園児の発達段階や健康状態に応じた適切な給食の提供、アレルギー等への適切な配慮及び食育の推進をより確実に実施することができるため、食事の提供に関する経過措置を設けず、外部搬入を認めないこととしております。
○保育士の配置 保育者は全員を有資格者とするなど現行を下回らない基準にしてほしい。	8	家庭的保育事業及び小規模保育事業（C型）における家庭的保育者については、現行の福岡市の家庭的保育事業の基準を踏まえ、保育の質を確保する観点から、研修を修了した保育士としております。
○家庭的保育者の要件 家庭的保育者は、「保育士資格を持ち、かつ、3年以上の経験あり」など、もっと基準を厳しくしてほしい。		
○保育内容の充実 保育者の保育内容の充実と向上を図るべき。	1	家庭的保育事業等においては、保育所保育指針に準じて保育の提供を行わなければならないとしているほか、事業者に対しては、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないとしております。

3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する意見

主な意見（要旨）	件数	市の考え方
○市独自の基準設定 基準の緩和を多く唱える事が多い昨今に、国よりも厳しく基準を設けたことはとても良いことだ。	1	基準の制定においては国基準を基本としながら、保育所など市独自に高い基準を設定している項目については、質の確保の観点から同様の基準を設定しております。 また、連携施設の確保に係る経過措置については、保育の質を確保する観点から設けないこととしております。

4 保育の必要性の認定基準（就労時間の下限）に関する意見

主な意見（要旨）	件数	市の考え方
就業時間の下限は、1ヶ月あたり、48～64時間としてほしい。	1	福岡市こども・子育て審議会の意見及びパブリック・コメント手続きの結果を踏まえ、平成26年4月の待機児童解消は実現したものの、未入所児童が発生している状況や今後の保育ニーズの伸びを考慮し、保育の必要性の認定における就業時間の下限については、現行と同じ1か月60時間とします。

5 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する意見

主な意見（要旨）	件数	市の考え方
○職員の資格要件 職員の名称は「学童保育士」としてもらいたい。	2	国が、専門委員会での議論を踏まえ、放課後児童健全育成事業の実施状況などを総合的に考慮して名称を定めており、当該基準どおりとするものです。
○職員の資格基準 すべての指導員を「有資格者」としてもらいたい。	5	国が、専門委員会での議論を踏まえ、放課後児童健全育成事業の質や安全性などを総合的に考慮して基準を定めており、当該基準どおりとするものです。
○職員の資格認定 指導員の資格基準がないのはおかしい。思春期を迎える前の大切な子どもを預かる職業であり、地位向上が必要である。市として資格を認定する仕組みを作っていただきたい。		
○職員の配置基準 学童保育の最低基準が子ども40人に対して指導員2名は、2～3歳児の最低基準と変わらないのではないかと。心身の成長が著しく思春期の入り口に立つ子どもたちにとってこれは厳しいと思う。子ども10人に対し指導員1名を希望する。		
○最低基準の充実 今の基準では職員数も部屋の広さも学童期の子どもにとって不十分と感じる。もっと良い条件となるよう見直していただきたい。	2	職員の労働条件等については、個々の事業者との契約によって定められるべきものであり、条例に規定することは適当でないと考えます。
○職員の雇用期間 指導員の雇用は有期雇用をはずしてもらいたい。		
○職員の身分保障 職員の身分保障を。	2	国が、専門委員会での議論を踏まえ、放課後児童健全育成事業の質や安全性などを総合的に考慮して基準を定めており、当該基準どおりとするものです。
○施設の面積基準 高学年児童の身体の大きさや、身体を横にして休息をとることを考慮して、児童1人当たりの面積は1.65㎡/人から1.98㎡/人にしてほしい。		

<p>○専用施設の設置 「専用区画」ではなく専用施設の設置を。</p>	2	<p>国においては、現行のガイドラインや放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書を踏まえ、専用の部屋又はスペースを表す用語として「区画」という文言を使用しているものであり、本市も同様に考えるものです。</p>
<p>○専用施設の明示 施設は生活の場という観点から、「区画」ではなく「区画、または専用の部屋（室）」というように明示してほしい。</p>		
<p>○施設・設備 施設・設備には、保育室に加え、静養室、職員室、男女別トイレ、調理室、集会ホール食堂、図書室、学習室を明記してほしい。</p>	2	<p>専用区画として、第9条第1項に「遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画」と規定しています。 国が、専門委員会での議論をふまえ、放課後児童健全育成事業の質や安全性を総合的に考慮して基準を定めており、当該基準どおりとするものです。</p>
<p>○開所時間 小学校休業日は8時間では足りない。現在の実態からも10.5時間以上の開設が必要だ。 平日の開所時間は3時間では足りない。開設前の受け入れ準備や打合せ、事務処理等の時間を含め最低8時間は必要だ。</p>	1	<p>国が、専門委員会での議論を踏まえ、放課後児童健全育成事業の質や安全性などを総合的に考慮して基準を定めており、当該基準どおりとするものです。</p>
<p>○基準全般 現状維持でお願いしたい。</p>	2	<p>第4条第2項において、現行で基準を超えて設備を有し、または運営している場合、この最低基準を理由として低下させてはならないと規定しています。</p>
<p>○基準の充実 国の基準を下回ることがないように、むしろ上回る制度を設けてほしい。</p>	1	<p>専門委員会での議論を踏まえ、放課後児童健全育成事業の質や安全性などを総合的に考慮して基準を定めており、当該基準どおりとするものです。 なお、市独自規定として暴力団排除規定を付加しています。</p>

6 その他子ども・子育て支援新制度に関する意見

(1) 保育の必要量（標準時間・短時間）に関するもの

主な意見（要旨）	件数	市の考え方
保育の認定時間について保護者の勤務時間によって保育時間を区切ると十分な保育が確保できなくなる。どの子ども同じように保育が受けられるように、子どものための保育になるような設定をお願いしたい。	19	子ども・子育て支援新制度においては、保育の必要性を認定するにあたっては、あわせて保育必要量の認定を行うものとされており、保育必要量は、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間まで）又は1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間まで）とされています。 この制度は法令に基づくもので、全国一律に実施されるものとなっておりますので、ご理解をお願いいたします。 なお、平成26年度から継続して保育所等を利用される場合については、国が経過措置を設けることとしており、その内容の検討を行っておりますので、確定しましたらお知らせいたします。
就労時間によって保育時間の認定が異なる（8時間と11時間）のは、子どもの保育（1日の流れ）に影響が大きいと思う。ただ預けるだけの場でなく子どもの育ち・保育の内容を大切に園側も日々の保育の流れ・過ごし方を計画しているのに、子どもによって途中からの活動となったり、途中で降園しなければならないのは保育の平等性に欠けるものだと思う。		
親の就労時間の長短にかかわらず、保育園に通う「保育が必要な」子どもたちと認定された子に対しては平等な時間での保育をきちんとした責任の下、行ってほしい。		
8時間（保育短時間利用）と11時間（保育標準時間利用）に分かれることについて、就労時間だけではなく各家庭の状況を細かく考慮できる基準を定めてほしい。経費削減を最優先に考えるのではなく、安心して保育が受けられる制度にしてほしい。		
通勤に必要な時間も含まれるべきではないか。通勤時間分は負担するのは大変だ。	4	保育必要量の認定に当たっての就労時間には通勤時間を含みませんが、保育時間は通勤時間等を考慮して設定されておりますので、ご理解をお願いいたします。

(2) 新制度の周知に関するもの

主な意見（要旨）	件数	市の考え方
福岡市の子ども・子育て支援新制度に関する各種基準について、親が一番気になっている事がよくわからない。先日、新制度に関する勉強会へ参加したが、未だに決定されていない事が多く、このまま保育者、保護者、子供の望んでいない制度が制定されてしまうのか。	16	子ども・子育て支援新制度の広報につきましては、平成26年7月に各区で1回、計7回の説明会を開催し、多くの方に参加いただきました。 今後も、市政だよりや市ホームページなど様々な媒体を通じて、新制度の内容についてお知らせし、ご理解いただけるよう努めてまいります。
制度について十分な話し合いが必要だと思う。現場の声をよく聞いてもらいたい。安心して子育てできる環境にしてほしい。		
新しい制度がどうなっていくのか。これから子を持つ世代にも周知させるべきではないのか。		
新制度について保護者の方は知らない人も多いと思うので、手続きや内容についてもっと分かりやすく詳しく説明をしてほしい。		

(3) 保育の必要性の認定基準（上記4以外）に関するもの

主な意見（要旨）	件数	市の考え方
育児休暇中の上の子の保育はどうなるのか。一旦退所というのは、まさに大人の都合だ。毎日一緒に過ごしてきた仲間がいて慣れた環境もあるのに、それが中断するのはおかしい。	8	育児休業を取得する場合、当該育児休業に係る子ども以外の子どもがすでに保育所等を利用しており、引き続き利用することが必要であると認められるときは、保育の必要性があると認定されます。 福岡市では現行と同様に、原則として、育児休業対象児が1歳を迎えた日の属する月の末日までの利用とする予定です。 また、利用調整におけるきょうだい児の取扱いにつきましては、できるだけ同じ施設等を利用できるよう配慮したいと考えております。
可能な限り同じ園で、兄弟の受け入れをしてほしい。行事がバラバラになると子供の多い家庭は参加困難だ。		
育休の方を支えることも必要だとは思いますが、育休期間は退園ということになると待機の方が入ることができ、待機児が減ることにつながらないか。本当に必要としている方が入れない制度、使いにくい制度になるのはやめてほしいし、改善してほしい。	1	

(4) その他意見

主な意見（要旨）	件数	市の考え方
施設の種類が大幅に増え、それぞれ基準が違うために、入所した施設によって、受ける保育に格差が生まれることが心配だ。これまで福岡市が培ってきた水準が低下することのないようにしてほしい。	8	今回の新たな施設・事業の基準制定に当たり国から示された基準は、現行の保育所や幼稚園の基準を踏まえつつ、国の子ども・子育て会議における議論を経て、決定されたものですので、本市としましても、基本的には国基準どおりとする方向で考えておりますが、本市の保育所の基準等で国基準に上乘せを行っている項目につきましては、保育の質を確保するために同様の上乘せを行いたいと考えています。
すべての子どもたちに平等で豊かな乳幼児期を保障するために、認可保育所（園）だけでなく、全ての施設に福岡市が責任をもってほしい。		
福岡市に住んでいて、”子どもを預ける”という行為は同じなのに、市町村が保育の責任を負う施設と負わない施設があることは非常に不平等であり、子どもも親も不利益を感じる。待機児童を早急に解消することだけになってしまい、子どもの発達や環境などもっと優先させるべきことがあるのではないかと。	6	認可保育所以外の保育を提供する施設及び事業所につきましても、福岡市が認可又は認定を行いますので、認可・認定権者としての責任は福岡市にあります。
認定は、子どもにとって必要な保育が保障されるようにし、希望する施設に入れるように福岡市の責任で利用の調整を行ってほしい。	6	保育の必要性の認定に当たっては、世帯の状況に応じて保育の必要量を認定してまいります。 利用調整については、現行と同様に、保育の必要性が高い子どもから優先的に利用できるよう調整を行います。 障がいなど特別な配慮が必要な子どもの利用については、利用調整の過程で施設等と調整していく予定です。
来年度から始まる新制度においては、電算処理により入所決定されると聞いた。私たちの心配することは、電算処理用の調査項目だけで表すことのできない園や保護者の意向が埋もれてしまうということだ。		
障がいやアレルギー等があり、特別な配慮が必要な子が排除されることがないようにしてほしい。		

<p>現行の幼稚園に対して、県・市より私学助成は続くと言われているが、市が出している補助金も引き続き支給してほしい。</p>	4	<p>現行の幼稚園に対しては、新制度施行後も国や県の動向等を見守りながら、支援を行ってまいります。</p>
<p>職員の処遇改善で保育士不足を解消して下さい。</p>	3	<p>新制度においては、保育士等の処遇改善が実施される予定となっており、また、保育士・保育所支援センターによる就労支援など、保育士の確保に努めてまいります。</p>
<p>全ての保育者が働き続けられるように、職員の処遇を抜本的に改善して下さい。</p>		<p>上乗せ徴収や実費徴収につきましては、保護者にその用途や金額を説明し、同意を得たうえで徴収することとして、保護者への適切な説明、情報提供について指導してまいります。 なお、私立保育所におきましては、上乗せ徴収の実施には市の同意が必要としております。</p>
<p>保育料以外の上乗せ徴収や実費徴収も認められているため、保護者負担が大きくなることのないようにしてほしい。</p>	2	<p>上乗せ徴収や実費徴収につきましては、保護者にその用途や金額を説明し、同意を得たうえで徴収することとして、保護者への適切な説明、情報提供について指導してまいります。 なお、私立保育所におきましては、上乗せ徴収の実施には市の同意が必要としております。</p>
<p>この制度により、保育の質も悪くなり、保育士も働きづらくなるので断固として反対する。子どものことを本当に考えている制度とは思えない。</p>	13	<p>子ども・子育て支援新制度は、消費税率の引き上げによる増収分を財源とし、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図るもので、子ども・子育て関連3法に基づき全国一斉に実施されるものです。 福岡市におきましても、市民や事業者のみならず、周知を図りながら、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に向けて、取り組んでまいります。</p>
<p>待機児童という大きな問題を考えた新制度かもしれないが、保護者にも保育者にも負担がかかるばかりで何も考えられてない。いい加減にして欲しい。どれだけ保育の質を下げるつもりなのか。</p>		
<p>経費削減のための新システムは反対！！せめて今までどおりのままで！</p>		
<p>国は消費税を財源に考えているが、福岡市の子どもたちのために必要な財源は最優先に確保することを望む。</p>		
<p>保育の新制度導入についてもよりよい保育・一貫した保育が子育てには必要だ。0～6才までの保育の大切さをもっと知ってほしい。</p>		
<p>制度が変わるたびに改良ではなく改悪となっている感じがする。もっと現場の声に耳を傾けていくべきではないか？</p>	10	<p>福岡市の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、今後の参考とさせていただきます。</p>

その他、保育所整備に関する事など、子ども・子育て支援新制度以外の子育て支援に関するご意見をいただきました。

いただいたご意見は、今後の福岡市の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、参考とさせていただきます。